

平成 23 年 12 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社クロニクル
代 表 者 名 代表取締役社長 石神 剛
(JASDAQ・コード 9822)
問合せ先役職・氏 名 常務取締役管理本部長 久保田 峰夫
電 話 03-5771-1200 (代 表)

第三者割当による第2回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 12 月 7 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当の方法により第 2 回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)を、発行することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本新株予約権発行の決議は、大規模な希薄化を伴うものであることから、本件は平成 23 年 12 月 22 日開催予定の第 32 回定時株主総会の議案として付議し、既存株主の皆様へ承認・可決されることを条件といたします。

記

1. 募集の概要

第 2 回新株予約権の概要

(1) 発行期日	平成 23 年 12 月 26 日(月)
(2) 発行新株予約権数の総数	480 個(新株予約権 1 個につき 100,000 株)
(3) 発行価額	本新株予約権 1 個当たり 11,000 円
(4) 当該発行による潜在株式数	48,000,000 株
(5) 資金調達額(新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)	総額 965,280,000 円(差引手取概算額 959,280,000 円) 内訳 新株予約権発行による調達額 5,280,000 円 新株予約権行使による調達額 960,000,000 円
(6) 行使価額	1 株あたり 20 円
(7) 行使期間	自 平成 23 年 12 月 27 日 至 平成 25 年 12 月 26 日
(8) 募集又は割当方法	第三者割当方式
(9) 割当先	Red Drum Invest Limited (レッド ドラム インベスト リミテッド) 40,800,000 株(408 個) Japan Opportunity Fund (ジャパン オポチュニティー ファンド) 7,200,000 株(72 個)

ご注意:この文書は、当社の第 2 回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(10)その他	<p>本新株予約権は、行使価額固定型であり、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なるものであります。</p> <p>一定の条件を満たした場合は、当社の意向に基づき、当社による本新株予約権取得が可能な内容となっており、当社にとって、より有利で柔軟な資金調達方法を選択することができます。</p> <p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。</p> <p>また、前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生および平成23年12月22日開催予定の第32回定時株主総会における本新株予約権発行に関する議案の承認を条件としております</p>
---------	--

2. 第三者割当による新株予約権の発行の目的及び理由

(1) 当該資金調達の目的及び理由

当社グループの事業展開は、創業事業の宝飾品事業を中心に、投資事業、WEB情報事業、リサイクル事業を営んでおります。

その中で現在当社を取り巻く経営環境におきましては、非常に厳しい状況が続いております。創業来進めております宝飾品事業につきましては、高級輸入時計を中心とする、リセール・オークション事業や国内における小売営業展開を現在、当社グループの株式会社ドゥーズが運営する「Douze12AOYAMA」において、積極的に行い、シェア拡大・向上に務めておりますが、東日本大震災による需要低下の影響もあり、平成23年9月期の売上高は2,780百万円(前年同期比20.8%減)に留まっております。

また、リサイクル事業、流通サービス関連事業等の新規事業にも進出しているものの、事業基盤の確立、及び収益の拡大には、しばらくの時間を要することが想定されるため、当社グループの収益基盤を万全なものとするまでには、今後も引き続き厳しい状況が想定されます。

また、当社としては、過去、多額の資本を増強させていただき、その都度株主様にご理解、ご支援を頂戴してまいりました。海外オークション市場への進出、持株会社体制への移行による宝飾品の取り扱い商材・市場の住み分け、M&Aによるグループの拡大等の業績回復策を講じて参りました。

しかしながら、業績が上がらず、結果として平成19年9月期より、5期連続で当期純損失を計上し、株主様、投資家の皆様方のご期待に応えられなかったことは、真に遺憾に思う次第であります。

重ねて、平成23年2月28日を効力発生日として、10株を1株とする株式併合を行い、発行済株式数の適正化を実施したにも関わらず、本年3月11日に起きました東日本大震災の影響により宝飾品事業のかつて無いほどの販売実績の悪化、併せてWEB情報事業の震災影響による受注の低下、流通経路の停止、流通サービス関連事業における、首都圏に次ぐ福島エリアの震災による販売基盤である遊技場の消滅・営業中止、リサイクル事業における東北進出計画の白紙等の影響を多大に受けてしまいました。

同じく当年5月には、WEB通販上における商品及びその広告手法が薬事法違反に抵触する旨の指摘を受け、同事業の中止並びにその影響による携帯サイトの公式キャリア契約の解除等の事態を招いてしまいました。

更に、本年8月には当社の現職代表者が急逝したことにより、進行途中でありましたグループ全体の回復対策も白紙に戻さざるを得ない事態となりました。

結果として、この度の資金調達により、発行済株式数の増加となることにつきましても、深くお詫び申し上げます。

当社の現状における資金繰りの状況と致しまして、手元流動資金の確保が喫緊の課題となっております。平成23年9月末時点における現預金残高は165百万円であり、現時点において営業活動による資金増加は厳しい環境であることから、何らかの資金調達がなされない場合、当社の手元流動資金も平成24年2月でショートする可能性があります。そこで本ファイナンス新株予約権の発行による払込及び行使965百万円が実施された場合は、当面の手元流動資金を補うことができる予定であります。

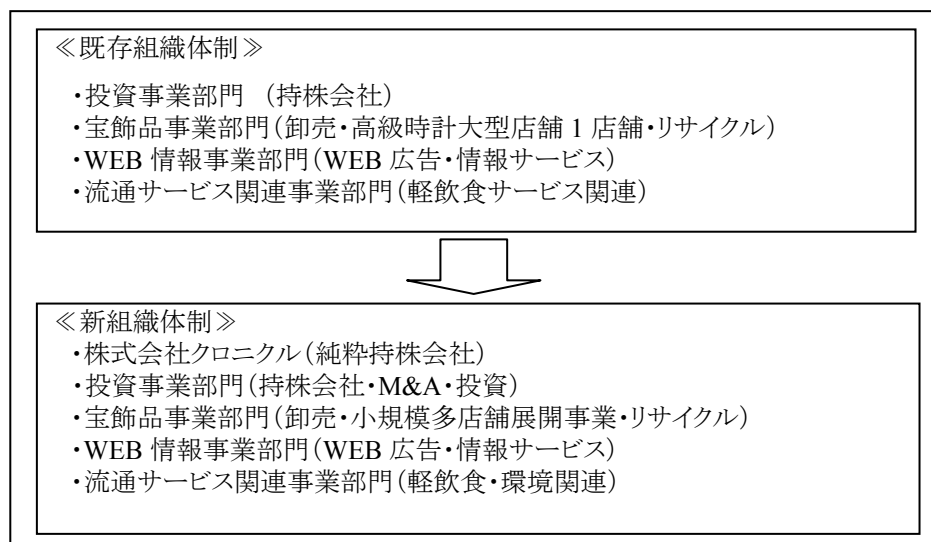
また、現在当社を取り巻く事業環境の変化に対応するために中期経営計画を策定し、当社グループの持株会社としての機能を十分に発揮し、グループ会社間の連携運動・競業化を促進していくこと(事業派生化)により各グループ会社の収益改善・向上を達成、当社グループの企業力と企業価値向上を目指していくことといたしました。

また、現状の当社の課題として、1.当社グループとしての事業基盤再構築、2.財務基盤の強化、3.企業力の

ご注意:この文書は、当社の第2回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

強化が必要であることを認識しており、そのための実施策として、具体的には、1.次なる時代に向けたグループ全体の経営基盤確立のための組織改編、2.グループ全体の業績・収益向上のために当社の持株会社としての機能を強化、3.各グループ会社は新たな販売チャネルを開拓・構築と取扱商品のブラッシュアップを行うことを目的とし、着実にそして迅速に企業価値の向上を行うことと致します。

なお、組織体制につきましても、既存の枠組みを再構築し、効率性の高い事業活動達成のため、以下のような組織体制にて業務を行ってまいります。



また、各事業部につきましても、以下のとおり、組織強化並びに効率化を図ってまいります。

<投資事業部門>

まず、投資事業部門は、これまで当社が主として限りある事業投資資金を、運用益を目的として慎重な運用手法にて展開してまいりましたが、今後は組織改編に伴い、投資事業部門担当の事業会社である株式会社ビジネスアルファ24にて展開していく計画としております。

具体的な展開と致しましては、当社の中期経営計画に沿って、グループの企業力向上のための投資と収益性重視の投資を基本方針として投資活動を行ってまいります。

基本戦略として、グループ会社に直接的に貢献する案件、シナジー効果の高い案件、グループ会社との協業プロジェクト、グループ会社間の連携連動に関係する案件への投資を優先して行ってまいります。特に協業プロジェクトはグループ全体への貢献と運用収益ともに見込めるため、積極的に取り組んでまいります。なお、中期経営計画の推進に伴う、当該投資事業における事業展開に必要な資金としては、今後の営業キャッシュ・フローによる資金獲得により、行ってまいる予定です。

<宝飾品事業部門(多店舗化)>

現在、宝飾品事業は株式会社アメイジングバリューが業務用関連事業を展開しており、株式会社ドゥーズが小売事業を展開し、当社グループ内では、最も長い歴史のある事業であります。

しかしながら、この数年の業績は消費不況の影響を直接的に受け、下降傾向にあり、当該事業については事業会社の再編成を含めた抜本的な対策を講じる計画であります。

事業方針としては、上記2社の事業統合（もしくは法人合併）による省コスト経営への転換と、時代に適合したマーケティングによる時計・宝飾品事業のトータルサプライヤー企業への転換であります。

基本戦略としては、販管費の大幅な圧縮によるキャッシュ・フロー経営化と、グループ内WEB情報事業部門との協業によりeコマースへのプラットフォームへの転換、高収益派生化事業へ展開をしてまいります。

また、具体的な事業内容については、以下の通りです。

① 宝飾品・時計流通事業

卸売及びディーラー業務は継続しつつ、店舗販売の小売事業は現在の1店舗集中型より小規模複数店舗による地域ごとのユーザーニーズ対応型店舗展開の戦略を行い、更にeコマース、ハウスオークション等の新たな販売チャネルを構築、そして参入を行い、より能動的な事業体制の確立を行います。これにより在庫消化・小売による粗利率向上を達成し、業界における独自のビジネスポジションの獲得を目指します。

ご注意:この文書は、当社の第2回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

② 黄金市場 FC 事業

従来より行ってまいりました派生化事業の一環として「売る」から「買う」ビジネスモデルとして金・プラチナを中心とした買取りサイクルビジネスを行う「黄金市場」の事業展開につきましては、自社ネットワークをフル活用し、また、JASDAQ 上場企業グループの知名度と実績で FC 店の募集・営業における強化を行ってまいります。限りある資源の有効活用という点からも社会性のある事業であると考えております。

なお、当該 FC 店の募集・営業における強化についての必要な資金は、今後の営業キャッシュ・フローによる資金獲得により、行ってまいる予定です。

<WEB 情報事業部門>

現在、WEB 情報事業部門は、株式会社エーディアンドディーがモバイル関連事業を展開し、株式会社エフ・データクリエイションが主に WEB 企画制作事業を展開しております。

なお、これまでは株式会社ビジネスアルファ 24 もコンテンツ事業を行ってまいりましたが、今後は投資事業部門の事業会社とする方針のため、コンテンツ事業は上記 2 社へ事業譲渡する予定であります。

事業方針としては、上記 2 社の事業統合（もしくは法人合併による省コスト経営への転換と両社の事業面インフラ活用によって事業効率の向上を図ってまいります。

これまでも業績としては安定していたものの、ほぼ横ばいの状態であり、競争が激しく、またコンテンツの寿命が短命化していく事業環境の中で、モバイルコンテンツ事業においては現在のユーザーをいかに満足させるコンテンツを供給できるかが大きなポイントであり、また企画・制作事業においては独自の開発ノウハウを持つかが事業の推移を大きく左右するポイントとなっております。

基本戦略としては、事業統合による販管費の大幅な圧縮による収益の向上と、グループ内事業会社及び外部ネットワーク企業との協業での e コマースへのプラットフォームの提供や新たなコンテンツの販売により事業の高収益化を目指します。

なお、株式会社エーディアンドディーは平成 23 年度に販売商品に関して薬事法違反の疑いを受け、取締りの対象となったことから減収の要因となりました。

本中期経営計画においては、グループ会社の e コマースを協業で行う事、並びにグループ会社である株式会社エフ・データクリエイションより WEB 企画・制作部門の事業譲渡を受け、事業再構築を図る計画と致しました。なお、中期経営計画の推進に伴う、当該 WEB 情報事業における事業展開に必要な資金としては、今後の営業キャッシュ・フローによる資金獲得により、行ってまいる予定です。

<流通サービス関連事業部門（新規商品の取扱い）>

現在、株式会社アメイジングバリューが事業展開している流通サービス事業を株式会社クリエイト 24 に事業譲渡し、流通サービス事業部門の事業会社とする計画であります。

事業方針としては、従来からの軽飲食系業種へのコンサルティング及び営業代行業務は取扱数を向上させ、継続し、環境系製品の販売代行業務は当社グループのネットワークを活用し、拡充していく方針であります。

基本方針としては、外部企業との提携により、固定費を軽減した売上高よりも、営業利益優先の営業方針を徹底させて参ります。また、当該事業の展開により外部企業とのネットワークを拡充する事により当社グループ全体・各社へのアライアンス構築にも寄与することを計画しております。

また、事業内容としては、以下のとおりです。

① コンサルティング業務

高額商品を扱ってきた営業ノウハウを商品化し、軽飲食・化粧品等の業種の企業へ提供

② 営業代行業務

今後需要が見込まれる環境系製品に特化した販売代行業務

③ その他

当社グループの海外ネットワークを活用し、海外事業展開を計画する企業へのコンサルティング業務、また、海外から日本へ進出を希望する海外企業に対するコンサルティング業務等

上記のとおり、本ファイナンスによる資金調達により、喫緊の最重要課題である資金ショートを回避し、また、当社の中期経営計画を推進し、収益改善・向上を達成、当社グループの企業力と企業価値向上を実行する上では、計画を実行するための事業資金の確保は必要不可欠ではありますが、当社グループにおける平成 23 年 9 月期の連結会計期間末の現金預金残高は 165 百万円であり、手元資金のみで当該計画を実行していくことは困難であることから、あらゆる方面での資金調達を検討してまいりました。

その中、今回の割当先より、当該新株予約権の発行による資金調達の提案を頂き、当社での検討を重ねてまいりました結果、当該エクイティ・ファイナンス手法は当社が必要とする事業資金を調達するにあたり、現時点において行い得る最良のものと判断いたしました。

当社といたしましては、今般の資金調達における検討の段階で、当初早期に資金調達を可能とする新株式だけの発行を含めて検討してまいりました。しかしながら、当社の現在の財務状況、及び収益の状況を踏まえ、複数の割当先との交渉を進めた結果、新株予約権による資金調達方法、かつ中長期保有の確約がなく、割

ご注意:この文書は、当社の第 2 回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

当先の意向による監督機能強化を目的として社外取締役の参入を頂く条件による、資金調達方法を選択するしかありませんでした。当社としても、継続して割当先との交渉を続けてまいりましたが、割当先からの強い要望により、市場価額を鑑みながら自分の判断で行使することができる新株予約権でない引受けることはできないとの回答があり、割当先の意向を踏まえ、割当先の判断で行使することができ、市場価額が行使価額を上回っている状況においては資金調達が期待できることから、割当先の意向を踏まえ、新株予約権での発行による資金調達を行うことと判断致しました。

上記のことなどから、今回、新たな資金調達を行うことによりクロニクルグループの企業だけでなく事業自体も改編を行い、当社における、今後の成長性をより強固なものとし、現在の課題となっている営業キャッシュ・フローの安定化を含めた財務基盤の健全化のための資金需要を満たすべく、本資金調達を企図するものであります。なお、本ファイナンスは割当先との交渉を進めた結果により、新株式による資金調達ではなく、新株予約権による資金調達方法であるため、現時点においては、新株予約権の行使については、市場価額の水準を鑑みながら、行使を行うと前向きな姿勢ではありますが、割当先の何らかの要因により、本新株予約権の行使について、一部及び全部が予定通りに行われず、当社として必要な資金調達がなされないリスクがあります。

一方、本新株予約権の発行に伴う潜在株式が全部行使された場合には、当社株式の希釈化が生じることになり、株主の皆様には大きな影響が生じると考えられます。しかしながら、当社の財務基盤を強化し、既存事業を再生していく上で、必要不可欠な資金調達であり、将来的には企業価値の向上にも資するものと判断しておりますので、第32回定時株主総会におきましては、株主の皆様からご承認を得られるよう努めて参ります。

(2) 当該資金調達の方法を選択した理由について

当社は、本資金調達を実施するにあたり、多種に渡る資金調達方法を検討してまいりました。

しかしながら、間接金融（銀行借入）による資金調達は、平成19年9月期以降、5期連続での当期純損失を計上しており、また、平成23年9月期における現預金残高は165百万円と、経営を逼迫する状況になり、事実上困難な状況であります。そのため、既存株主の皆様への株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融に依拠せざるを得ない状況であります。

当社といたしましては、当面の資金ショート回避及び、早期の業績の回復を図るため事業の多角化及び強化を目指しており、当初は株式での資金調達に関して相談いたしました。が、当社の財務状況が悪いことを理由に断られ、新株予約権による割当となりました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

新株予約権発行による調達額	5,280,000円
新株予約権行使による調達額	960,000,000円
発行諸費用の概算額	6,000,000円
差引手取概算額	959,280,000円

(注) 1.有価証券届出書等開示資料作成報酬として250万円、価値算定報酬として150万円、調査費用として100万円、登記費用等その他諸費用として100万円であります。

2.本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合、又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取り概算額は減少いたします。

3.発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。なお、有価証券届出書作成、及び価値算定に関する依頼先は以下のとおりであり、いずれも当社内部監査室長の紹介によるものであります。

有価証券届出書作成依頼先:

株式会社ビックヒット(東京都世田谷区太子堂 代表取締役:神木進二)

価値算定依頼先:

エースターコンサルティング株式会社(東京都渋谷区恵比寿 代表取締役 山本 剛史)

また、登記費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性があります。

4.調査を依頼いたしました第三者の信用調査機関である、株式会社ジェー・ビー・エスにつきましては、調査業務に基づく契約を、当社は株式会社ジェー・ビー・エスの親会社である株式会社エム・アイ・エルと行っており、調査業務の実施は、株式会社ジェー・ビー・エスによって行われております。

ご注意:この文書は、当社の第2回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) 調達資金の具体的な使途及び支出予定時期

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
①当社グループ内運転資金 ＜内訳＞	509	平成24年2月～平成24年9月
1. 買掛金	50	
2. 証券代行手数料	60	
3. 監査報酬	27	
4. 租税公課	30	
5. 賃借料	120	
6. 人件費	200	
7. その他公共料金等	22	
②既存宝飾品事業 卸売部門 運転資金 ＜内訳＞	100	平成24年2月～平成24年9月
1. 卸売部門 仕入費用	100	
③宝飾品事業における店舗分散展開運転資金 ＜内訳＞	300	平成24年2月～平成25年9月
1. 分散型新規宝飾品店舗設立費用	140	
2. 新規店舗商品仕入費用	160	
④新規事業展開資金 ＜内訳＞	50	平成24年2月～平成25年9月
1. 流通サービス関連事業 事業拡大費 契約・加盟金	13	
2. 流通サービス関連事業 事業拡大費 仕入費用	37	
合計	959	

(注) 差引手取概算額959百万円につきましては、大きく分けて4つの資金使途区分とし、当社の事業の継続維持に資する部分、及び当社の成長性の柱となる上記宝飾品事業分散型店舗拡大事業、流通関連サービス事業の事業拡大費用に充当いたします。当社事業を維持、更には発展させ、営業キャッシュ・フローの獲得のためのエンジンとさせることで企業価値を高めてまいります。

具体的には、①当社グループ内の既存の事業運営に必要な運転資金として、509百万円を充当する予定であります。なお、509百万円の内訳については、これまでに発生した仕入債務に関する買掛金の支払分として50百万円、平成24年2月から9月までに今後発生する費用の支払分として459百万円としております。

②既存の宝飾品事業における、平成24年2月から9月までに必要な仕入費用として、100百万円を予定しております。

③これまで行ってまいりました宝飾品事業の店舗分散展開における運転資金として、300百万円を予定しております。具体的には、これまで宝飾品事業において、当社は従来1店舗集中型の営業展開を行ってまいりました。しかしながら、現在の日本経済を考慮した場合一店舗の高級腕時計の固定商材のみの取り扱いでは新規顧客層の開拓や新たな販売チャネルの獲得は難しく、また高級志向のみの店舗展開では、今後の宝飾事業に不可欠となるスクラップアンドビルドを視野に入れたフットワークの軽い店舗展開は難しく、分散型の小規模店舗を複数かつ腕時計のみに止まらないジュエリーや金プラチナ等の商材を店舗毎のコンセプトに基づいた販売戦略を行って参る予定です。

現在の予定としましては、ラグジュアリーブランドを主な商材とする店舗を1店舗(店舗設立費用予定額47百万円、仕入費用予定額40百万円)、ファッションブランドを主な商材とする店舗を1店舗(店舗設立費用予定額22百万円、仕入費用予定額30百万円)、及び買取りリサイクルビジネスを行う「黄金市場」の店舗を1店舗(店舗設立費用予定額21百万円、仕入費用予定額40百万円)を予定しており、更に市場ニーズや今後の市場動向を勘案しながら、2～3店舗(店舗設立費用予定額50百万円、仕入費用予定額50百万円)を計画しております。

ご注意:この文書は、当社の第2回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

④流通関連サービスの事業拡大資金として、50百万円(仕入先等の契約による加盟金予定額13百万円、仕入費用予定額37百万円)を予定しております。具体的には、現在展開しております、流通サービス関連事業について、取り扱い商材の拡大、新たな販売チャネルの拡大及びエコ関連商材の事業への本格参入等に資本投下を行う予定であります。

なお、各割当先の権利行使については、市場価額の水準を鑑みながら、権利行使が行われるとの説明を受けておりますが、仮に上記金額の減少が生じた場合につきましては、既存事業の運営維持を最優先に対応することと致します。具体的な優先順位として、「①当社グループ内運転資金」「②既存宝飾品事業卸売部門 運転資金」に優先して充てることとし、「③宝飾品事業における店舗分散展開運転資金」「④新規事業展開資金」につきましては、規模の縮小もしくは計画の順延または中止等により、対応してまいります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 第三者割当による新株予約権の発行の目的及び理由」に記載しましたとおり、当社は、営業活動をより活性化させるために、当社の強みである宝飾品、流通サービス関連事業の維持、向上は必要不可欠なものです。このための、事業再編資金の確保のため、資金調達を行うことが必要であると判断しております。今回調達する資金は、この開発資金の確保を目的とするものであり、今後の当社のグループの収益性の向上に寄与するものと判断いたします。

従いまして、本新株予約権の資金使途は、十分に合理性があるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額は、公平性を期すため、第三者評価機関(エースターコンサルティング株式会社 東京都渋谷区恵比寿 代表取締役 山本 剛史)に価値算定を依頼しております。

今回の評価においては、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを採用し、基準となる当社株価24円(平成23年12月6日の終値)、権利行使価格20円、ボラティリティ87.57%(平成21年10月から平成23年11月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間2年、リスクフリーレート0.13%(評価基準における2年物国債レート)、配当率0.00%、当社に付された取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき10,968円との算定結果を得ております。

第2回新株予約権の発行価格につきましては、当該発行要領に定められた諸条件を考慮し、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定した結果による新株予約権公正価値査定書(本新株予約権1個につき10,968円)を参考に割当先と交渉した結果、双方の合意に基づき、本新株予約権の1個当たりの払込金額を11,000円といたします。

行使価額については、平成23年11月7日から平成23年12月6日まで(本ファイナンスに係る取締役会決議日の前営業日)の直近1ヶ月間の終値平均19.90円から、0.5%プレミアムの20円といたしました。

割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間最終日(2年後または取得条項発動14日後)に時価が行使価格以上である場合に本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。

なお、本新株予約権については、基本的には引受先からの権利行使を前提としておりますが、株価が行使価額に代替資金調達コストを加えた額を超過した場合には、取得条項を発動するとの前提を置いております。具体的には、代替資金調達コストは修正CAPMにより算定した株主資本コスト5.51%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分58.37%を加えた63.88%としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額20円に代替資金調達コスト分13円を加えた33円としております。なお、取得条項を発動する場合、当社取締役会決議により2週間以上前までの通知で発行価額と同額での取得が可能としております。

当社株価が一定程度上昇する時には、仮に取得条項がないとするとより有利な代替資金調達方法を採用することができないため既存株主の権利を毀損することになります。一方、当社がより有利な代替的な資金調達手法を確保することは、既存株主の保護につながることから、今回の査定において取得条項とその発動タイミングを勘案し公正価値を評価していることは、より有利な代替資金調達手法を確保することという既存株主の保護の観点を加味しており合理性と妥当性があると判断しております。また、自社が現時点において想定しているコール発動水準(コール発動水準について引受契約には記載がなく明確な発動タイミングは設定しておりま

ご注意:この文書は、当社の第2回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

せんが、かつ、新株予約権発行が資金調達を目的としたものであり、発行後すぐにコール条項を発動することは想定しておりませんが、株価が約40円に大幅に上昇したり、当期純利益が黒字となるなど改善が見込める状況になり市場からの調達金利が約10%低下するなど、代替的な資金調達のほうが希薄化の影響が少なく効果的に株主資本の増強が図れる状況となり既存株主の保護のために有利と判断される場合に、株主価値の最大化の観点からコール条項を発動したほうがよいと自社が判断する水準)と異なる水準、つまり株価が33円となるとコールが発動されるという前提に基づいて新株予約権の公正価値査定が実施されている点については、実際に想定されている発動水準は将来的に固定されたものではなく将来的にコール発動水準が変動する可能性があること、発行体が想定する発動水準により公正価値が変動することは理論的な公正価値を算出するという趣旨にそぐわないものであることから、自社が現時点において想定しているコール発動水準と異なるコール発動水準を採用している点について合理的と判断しております。

株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株を発行することによる、1株あたり企業価値の希薄化の影響を考慮し、株価24円の時に全量行使された場合、希薄化により株価が23円に低下するとの前提としております。

株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり50,600株(最近2年間の日次売買高の中央値である506,000株の10%)づつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等に関する内閣府令」の25%ルール(自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の25%を上限とする規制)を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である25%のうち平均してその40%~50%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

また、当社取締役会は、上記の評価報告書を踏まえて、当社の業績動向、財務状況、株価動向、割当先との協議内容を総合的に勘案し、平成23年12月7日開催の取締役会において、次のとおり決定しております。

現在の当社の状況における資金の出し手が極めて限定的であり、割当先と行使価額については、平成23年10月3日から10月31日の株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値の20円から22円までの株価で行使価額を前提に交渉を開始しましたが、本割当先と協議を続けた結果、既存株主への株式の希薄化、行使価額の影響度を慎重に検討しつつも、当社としては、限定的な資金の出し手と交渉を行いながら、何らかの資金調達手段を確保しなければ、事業の継続展開は困難となるため、そのような状況を踏まえ、行使価額についても、発行条件の調整を行いました。

なお、行使価額20円は本ファイナンスに係る取締役会決議直前営業日の終値株価24円に対しては16.7%のディスカウント、前日までの最近1か月平均19.90円に対しては0.5%のプレミアム、前日までの最近3か月平均20.25円に対しては1.2%のディスカウント、前日までの最近6か月平均22.26円に対しては10.2%のディスカウントであります。

なお参考までに、株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場における平成23年6月の月間終値平均は20.86円、平成23年7月の月間終値平均は27.25円、平成23年8月の月間終値平均は22.78円、9月の終値平均は20.95円、10月の終値平均は20.50円、11月の終値平均は19.45円であります。

本新株式の発行価額の算定方法について、取締役会決議日の前営業日までの直近1ヶ月終値平均株価を基準として算定したのは、当社の現状、特に本年3月11日に発生いたしました東日本大震災の影響を受けることとなりました、平成23年第3四半期における決算発表日である平成23年8月15日以降の株価を前提とし、「平成23年9月期決算短信」の開示による株価への影響を織り込んだ直近1ヶ月平均の株価が、当社の現状の企業価値を反映していると判断いたしました。

なお、当社監査役会4名全員(社外監査役3名)から、本件第三者割当による新株予約権の払込価格については、それ自体特に割当予定先に有利な価額ではなく、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。なお、当社監査役会は、有利発行が問題となった、公刊物に掲載された事例の分析することを通じて本新株予約権の有利発行該当性の判断の視点を定めることとし、いずれの事例でも、発行時点における新株予約権の公正な価値と取締役会において決定された新株予約権の払込金額とを比較し、後者が前者を大きく下回るときは、原則として、有利発行に該当すると判断され、且つ、この場合における「新株予約権の公正な価値」が、現在の株価(24円)、権利行使価額(20円)、ボラティリティ(87.57%)、行使期間2年、リスクフリーレート(0.13%)、配当率(0.00%)等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株予約権の発行時点における価額(オプション価額)をいうとされていることに鑑み、当社が本新株予

ご注意:この文書は、当社の第2回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

約権の公正価値評価を外部の当社との取引関係のない独立した専門会社であるエースターコンサルティングを起用して取得した算定評価に基づき、本新株予約権の発行価額が算定された本新株予約権の公正価値評価額を上回る金額として決定されていることから、本新株予約権の発行は有利発行に該当しないと結論を導いております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による割当株式数は48,000,000株であり、平成23年12月7日現在の当社発行済株式総数48,969,237株の98.02%に相当することとなります。

これにより既存株主の皆様におきましては、大幅に株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額、1株当たり予想当期純利益が低下する恐れがあることから、大規模な1株あたりの希薄化が生じることから、既存株主様の株式価値が一時的に低下する可能性があると考えております。

しかしながら、当社は、平成23年11月18日付「平成23年9月期決算短信」にて公表いたしましたように、依然として営業キャッシュ・フローのマイナスや、多額の未払債務及び税金滞納等の財務上の問題が、継続しております。また、キャッシュ・フローが不安定な状況の中、月額2千万円から3千万円の深刻な資金不足となっており、この資金不足によりこれまでの仕入に伴う延滞債務が、57百万円累積しており、これらの延滞債務等により、営業面による新たな商品仕入に対する制限も生じております。

今回のファイナンスは、「2. 第三者割当による新株予約権の発行の目的及び理由」に記載のとおり、当該事業のための再編に係る費用として使用するため、将来的に事業ならびに収益の基盤の改善に寄与すると考えられます。現在の当社の厳しい経営環境において、収益を確保するためには当該事業による資金の確保は必要であると考えております。

また、当社の財政面での安定性を確保し、その基盤の上に収益性の改善と成長を図るために、当該規模の資金調達が望ましいと考えており、当社の本格的な業績の回復には時間を要する状況であるため、公募増資や金融機関借入の実施は難しい状況であることを鑑みると、本スキームによる資金調達は、既存株主の皆様の保有している株式の経済的価値を向上させるものであると判断しております。

以上により、新株予約権の発行に伴って大規模な希薄化が生じることとなりますが、本新株予約権の発行について、株式会社大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条の規定による、本新株予約権の発行についての既存株主に対する直接の意思確認を行うため、平成23年12月7日開催の当社取締役会において、平成23年12月22日に開催する第32回定時株主総会における特別決議議案として当該第三者割当による新株予約権の発行に関する決議を得ることを前提として、本新株予約権の発行を決議いたしました。

ご注意:この文書は、当社の第2回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

名称	Red Drum Invest Limited (レッド ドラム インベスト リミテッド)	
所在地	P.O.Box 957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, the BVI	
設立根拠	英領バージン諸島に設立された法人	
組成目的	純投資	
出資額	50,000 US ドル	
組成日	2008年8月7日	
出資者の概要	SHEN PEI JIN (沈 培今) 55.55% ZHAN YE (詹 冶) 44.45% (平成23年12月1日現在)	
国内代理人の概要	名称	アルテミス・コンサルティング・アンド・インベストメント株式会社
	所在地	東京都文京区小石川一丁目17番1-B1801号
	代表者の役職	代表取締役 山村 清
	事業内容	経営コンサルタント業
	資本金	10,000,000円
上場企業とファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。また、特筆すべき人的関係・取引関係はありません。
	上場会社と国内代理人との間の関係	当社と当該国内代理人の間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該国内代理人並びに当該国内代理人の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

※なお、主たる出資者及びその出資比率において、本ファイナンスに伴い、出資者のSHEN PEI JIN (沈 培今)氏は、追加出資を行う予定であるため、出資比率が大幅に増加する予定であります。なお、ZHAN YE (詹 冶)氏につきましては、追加出資の予定はありません。

名称	Japan Opportunity Fund (ジャパン オポチュニティー ファンド)	
所在地	IFM Independent Fund Management A.G Austrasse 9, P.O.BOX 1121 FL- 9490 Vaduz Principality of Liechtenstein	
設立根拠	リヒテンシュタインに設立された法人	
組成目的	純投資	
出資額	233百万円	
組成日	2006年12月19日	
出資者の概要	主として欧州の銀行等で構成されております。なお、出資比率が10%を超える出資者はおりません。	
国内代理人の概要	名称	株式会社三菱東京UFJ銀行
	所在地	東京都千代田区丸の内2丁目7-1
	代表者の役職	頭取 永易 克典
	事業内容	銀行業
	資本金	17,119億円 (平成23年3月末)
上場企業とファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	割当予定先は、当社普通株式4,673,300株(発行済株式総数の9.53%)を保有しております。また、特筆すべき人的関係・取引関係はありません。

ご注意:この文書は、当社の第2回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

上場会社と国内代理人との関係	当社と当該国内代理人の間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該国内代理人並びに当該国内代理人の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
----------------	---

※なお、Japan Opportunity Fund の出資者につきましては、出資希望者についてのコンプライアンス上の審査（反社会勢力との関わりを含む）を Japan Opportunity Fund が行っており、審査結果に問題の無いことを Japan Opportunity Fund が確認しており、Japan Opportunity Fund の出資者が暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）である事実、暴力団等が Japan Opportunity Fund の運営に関与している事実、Japan Opportunity Fund の出資者が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力もしくは関与している事実などない旨、確認しております。

また、なお、Japan Opportunity Fund の出資者については、以下の条件に合致する少数の適格な投資者だけを対象としております。

- ・リヒテンシュタインと同等の管理水準にある国に本店所在地をおく、法人、特に銀行、有価証券取扱商社、財産管理企業、生命保険会社、失業/老後保険機構、郵便事業、共同資本投資機構ならびにその管理会社
- ・前年度における企業の預金残高が 200 万スイスフラン以上、あるいは他の通貨でその同等価値を達成している、宣伝事業に関与する企業
- ・契約時点で直接あるいは間接的に 100 万スイスフラン以上、あるいは他の通貨でその同等価値を所有している個人、会社、受託機構、宣伝事業に関与しないその他の共同機構と財産管理機構

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、今回の第三者割当増資にあたり、今後の事業計画に基づく実行、及び株主、投資家、証券市場に株式価値の希薄化を配慮したスキームを用いること、当社の事業内容をご理解して頂いたうえで実行すること、割当先等が反社会的勢力と一切のかかわりが無いことの確認ができることを基準に、新たに複数の投資家の中から当社の事業方針及び今後の事業展開について賛同頂ける先を探してまいりました。

Red Drum Invest Limited (レッド ドラム インベスト リミテッド)

今回、筆頭株主である Japan Opportunity Fund のファンドマネージャーである霜見誠氏より、同業の投資家として沈培今氏及び Red Drum Invest Limited の紹介を受けました。

なお、Red Drum Invest Limited には、沈培今氏と詹 治氏の出資するファンドであるとの説明を受けております。

当社の現状における財務状態、及び経営状態、及び当社の事業内容をご理解して頂いたうえで実行すること、割当先等が反社会的勢力と一切のかかわりが無いことの確認ができることを基準として、割当先の選定を進めておりましたが、その中で、上記の全ての条件に合致する割当先として、紹介を受けております。

Red Drum Invest Limited は、British Virgin Island に設立登記された法人ではありますが、2008 年の設立後、実質的な休眠状態にあり、今回の増資を機に、活動を再開することとなりました。現在、中国上海にその活動拠点があり、当社としても、現地に訪問し、実態を確認しております。

その後、当該ファンドと協議並びに交渉の結果、当社の事業再編に関して再度の支援の確約を頂き、今回割当予定先に選定しております。また、エクイティ・ファイナンスにかかる条件も、本新株予約権については今後の資金調達に応じ、新株予約権を取得できる旨の取得条項及び譲渡制限条項が付されており、本新株予約権の割当後におきましてもより有利な資金調達手法を選択することができ、当社及び当社の既存株主様にとって現時点で取り得る最良の方法であると判断しました。

なお、Red Drum Invest Limited から当社の経営方針を尊重して頂いておりますが、当社に対する監督機能強化を目的として 2 名の社外取締役の参入を頂く予定であります。なお、当社は、Red Drum Invest Limited より、Red Drum Invest Limited、及び出資者である沈培今氏と詹 治氏については、反社会的勢力との取引関係、資金あるいは人的関係を含め、一切のかかわりが無いとの確認を得ております。

なお、Red Drum Invest Limited の実質的な出資者である、SHEN PEI JIN (沈 培今) 氏は、上海瀚叶投资有限公司の総経理を兼務しております。上海瀚叶投资有限公司は、中国国内における上場株式を対象に、投資運用業を営む企業であります。

今回の資金は、本ファイナンスの払込日である平成 23 年 12 月 26 日までに、本ファイナンスの権利行使総額

ご注意: この文書は、当社の第 2 回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

相当額以上の金額を、沈培今氏よりRed Drum Invest Limitedへ出資をされ、新株予約権の行使を行うことの説明を書面で受けております。なお口頭において、新株予約権の行使は、その時点での市場動向を鑑み判断すると確認しております。

また、参入を予定しております、取締役2名につきましては、沈培今氏は、上記のとおり、Red Drum Invest Limitedの主たる出資者であり、馬琺氏は、沈培今氏が代表を務める上海瀚叶投资有限公司の財務担当であります。

当社としましては、上海にて両候補者と面談を行った際に、出資を行い且つ取締役として経営に参画する以上、当社の黒字化に協力頂き株式を中長期に保有する事を前提にしている意思表示を受けています。

Japan Opportunity Fund (ジャパン オポチュニティー ファンド)

当該引受先は、平成19年4月に当社が発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の引受先であり、その後も現在に至るまで安定筆頭株主であります。

Japan Opportunity Fundは、リヒテンシュタインにおいて投資企業に関するリヒテンシュタイン国法に基づき2006年に法規上非独立の公開投資ファンドとして、同国の正式認可を受けて設立されたファンドであり、欧州のファンド連盟にも正式登録しており、世界中へ投資活動を行っているファンドであり、日本国内への投資についても行っている企業であります。従来からの筆頭株主であり今回、当社の事業再編に関して再度の支援の確約を頂き、今回割当予定先に選定いたしました。

また、エクイティ・ファイナンスにかかる条件も、本新株予約権については今後の資金調達に応じ、新株予約権を取得できる旨の取得条項及び譲渡制限条項が付されており、本新株予約権の割当後におきましてもより有利な資金調達手法を選択することができ、当社及び当社の既存株主様にとって現時点で取り得る最良の方法であると判断しました。

なお、Japan Opportunity Fundから当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことの内諾を頂いており、当社は、Japan Opportunity Fundより、反社会的勢力との取引関係、資金あるいは人的関係を含め、一切のかかわりがないとの確認を得ております。

なお、Japan Opportunity Fundの出資者につきましては、出資希望者についてのコンプライアンス上の審査(反社会勢力との関わりを含む)をJapan Opportunity Fundが行っており、審査結果に問題の無いことをJapan Opportunity Fundが確認しており、Japan Opportunity Fundの出資者が暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)である事実、暴力団等がJapan Opportunity Fundの運営に関与している事実、Japan Opportunity Fundの出資者が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力もしくは関与している事実などない旨、確認しております。

(3) 割り当てようとする株式の数

Red Drum Invest Limited (レッド ドラム インベスト リミテッド)	40,800,000 株(408 個)
Japan Opportunity Fund (ジャパン オポチュニティー ファンド)	7,200,000 株(72 個)

(4) 株券等の保有方針

当社は、本新株予約権の各割当予定先に対し、新株予約権の行使の結果、交付を受けることとなる当社株式に関して、中長期保有についての確約頂くことをお願いいたしました。各割当予定先からは、投資目的が純投資であるため、売却する可能性というものは、常に排除できないものの、当社の意向を理解頂き、中長期にわたり、保有していきたいという口頭での回答がありました。

併せてRed Drum Invest Limitedからは、取締役2名の参入を行うことを前提として当該ファイナンスの交渉を行っていることなどから、総合的に勘案し、当社としては、基本的に安定株主として中長期に継続して当社株式を保有される方針であるとの理解をしております。

但し、万が一、当社株式を売却する状況となった場合においては、当社は、本新株予約権の各割当予定先から、新株予約権の行使の結果、交付を受けることとなる当社株式を売却するにあたっては、最大限市場の動向に配慮する方針であることを確認しております。

(5) 払込みに要する資金等の状況

ご注意:この文書は、当社の第2回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

当社は、Red Drum Invest Limited の払込み及び権利行使に要する財産の存在につきましては、Red Drum Invest Limited より、出資者である SHEN PEI JIN (沈 培今)氏より出資を受け、Red Drum Invest Limited が行使を行う旨の説明を書面にて受けており、また SHEN PEI JIN (沈 培今)氏の預金残高を確認できる書面において、現時点において、払込み及び権利行使金額に要する資金 820 百万円に十分足りる預金残高を確認しております。

Japan Opportunity Fundの払込み及び権利行使に要する財産の存在につきましても、いずれも本新株予約権の権利行使にかかる資金確保に関し、支障がない旨の確認書類として、預金通帳が無いため、Japan Opportunity Fundのファンド残高を確認することのできるレポートを受領しております。また、本新株予約権の発行について各割当先より発行日までに払い込むことの確約をいただいております。当社としてかかる払い込みに支障はないと判断しております。

(6) 割当予定先の実態

Red Drum Invest Limitedにつきましても、当該割当先及び割当先の役員、並びに出資者が反社会勢力の影響を受けているか否か、並びに割当先の国内代理人及び国内代理人の役員が犯罪歴や警察当局から何らかの対象になっているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関である(株式会社ジェー・ビー・エス:代表取締役村上英嗣:東京都千代田区神田神保町3-2-5)に調査を依頼いたしました。大使館に情報確認を行う等の方法により調査を行った結果、割当先について反社会勢力の影響を受けている事実が無いことへの回答を得ていることに加え、割当先の国内代理人についても当該信用調査機関の結果から問題がない国内代理人であると考えております。

また、Japan Opportunity Fundにつきましても、当該割当先及び割当先の役員が反社会勢力の影響を受けているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関である(株式会社ジェー・ビー・エス:代表取締役村上英嗣:東京都千代田区神田神保町3-2-5)に調査を依頼いたしました。その結果、当該割当先について反社会勢力の影響を受けている事実が無いことへの回答を得ていることから、当該信用調査機関の結果から問題がないファンドであると考えております。なお、Japan Opportunity Fundの出資者につきましては、出資希望者についてのコンプライアンス上の審査(反社会勢力との関わりを含む)をJapan Opportunity Fundが行っており、審査結果に問題の無いことをJapan Opportunity Fundが確認しており、Japan Opportunity Fundの出資者が暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)である事実、暴力団等が本ファンドの運営に関与している事実、本ファンドの出資者が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力もしくは関与している事実などない旨について確認しております。

また、当社は割当予定先であるRed Drum Invest Limited、Japan Opportunity Fund、割当予定先の出資者であるSHEN PEI JIN (沈 培今)氏、ZHAN YE(詹 冶)氏、及びSHEN PEI JIN (沈 培今)氏が総経理を務める、上海瀚叶投资有限公司、並びに今般取締役への参入を予定している、上海瀚叶投资有限公司の財務担当である馬珺氏に対し、インターネット検索サイトを利用し、法人名、役員名、株主名、取引先等についてキーワード検索を行うことにより収集した情報の中から、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより、反社会的勢力との関わりを調査いたしました。その結果、反社会的勢力等との関わりを疑わせるものが検出されませんでした。

上記のことから、割当先におきましては、各割当先及び割当先の役員、並びに出資者が反社会勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを確認しており、当該割当先の役員または議決権を持つすべての関係者に暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者である事実はないことを確認いたしております。

ご注意:この文書は、当社の第2回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

割当前				割当後(新株予約権が全て行使された場合)	
氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
レッド ドラム インベスト リミテッド	P.O.Box 957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, the BVI	-	-	40,800,000	42.08
エスアイエックス エスアイエス エルティエーディー	Baslerstrasse 100,CH-4600 Olten Switzerland	4,673,300	9.53	11,873,300	12.24
栄 洋輔	東京都杉並区	2,230,000	4.55	2,230,000	2.30
ペレッシングーデーブイアイ・オブ・ディーエルジェイ・エスエーシー・コープ	One Pershing Plaza Jersey City New Jersey U.S.A	2,180,000	4.45	2,180,000	2.25
アイビージェイ アジア セキュリティーズ エルティエークライアント アカウント	17TH FLOOR, TWO PACIFIC PLACE 88 QUEENSWAY, HONG KONG	1,981,300	4.05	1,981,300	2.04
クレディ スイス エージー	1 Raffles Link 05-02,Singapore	1,510,300	3.08	1,510,300	1.56
豊岡 幸治	東京都品川区	1,351,700	2.76	1,351,700	1.39
平山 栄一	東京都町田市	1,246,176	2.54	1,246,176	1.29
エイチエスビーシーブロッキング・エスエーシー (アジア)	3/F Hutchison House 10 Harcourt Road, Central, Hong Kong.	860,000	1.76	860,000	0.89
フィリップ・セキュリティーズ (香港)	11/F United CTR 95 Queensway, Hong Kong.	755,550	1.54	755,550	0.78
計	—	16,788,326	34.26	64,788,326	66.82

(注) 1. 所有株式数につきましては、平成 23 年 9 月 30 日時点の株主名簿に記載された数値を基準として記載しております。

2. 直近日現在(平成 23 年 9 月 30 日)の発行済株式総数は 48,969,237 株であります。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数第 3 位を四捨五入しております。

4. 今回発行される新株予約権は、行使までは潜在株式として割当先にて保有されます。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。

5. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、今回発行される本新株予約権が全て行使された場合における数値となります。なお、今回の割当先以外の株主(新株式発行前からの株主)の議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成 23 年 9 月 30 日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。

6. 当新株予約権の割当先のうち、Japan Opportunity Fund に関する株式の議決権は全て名簿管理人であるエスアイエックス エスアイエス エルティエーディーが所有することとしております。

ご注意:この文書は、当社の第 2 回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

8. 今後の見通し

今回の新株予約権発行による平成24年9月期当社連結業績に与える影響は軽微でありますので、平成23年11月18日に発表いたしました平成24年9月期の業績予想に変更はありません。

但し、本新株予約権の行使の結果として、平成24年9月期の業績予想に修正等の必要が生じた場合は、確定次第速やかにお知らせいたします。

【企業行動規範上の手続き】

本件第三者割当による新株予約権が行使された場合における希薄化率は、本件に係る取締役会決議前における発行済株式総数に係る議決権の数に対し98.02%となり、25%以上と見込まれます。

したがって、当社は株式会社大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条の規定に定める株主の意思確認手続を実施する予定であり、平成23年12月22日に第32回定時株主総会を開催し、本件第三者割当による新株予約権の発行による資金調達必要性及び相当性について、株主の皆様のご判断をいただくこととしております。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

	平成21年9月期	平成22年9月期	平成23年9月期
連結売上高	3,656百万円	3,509百万円	2,780百万円
連結営業利益	△656百万円	△648百万円	△756百万円
連結経常利益	△763百万円	△690百万円	△1,128百万円
連結当期純利益	△2,389百万円	△893百万円	△1,421百万円
1株当たり連結当期純利益	△5.34円	△2.00円	△29.44円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり連結純資産	13.29円	11.10円	74.93円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成23年9月30日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	48,969,237株	100.00%
現時点における潜在株式数	1,000,000株	2.04%

(3) 最近の株価の状況

(i) 最近3年間の状況

(単位:円)

	平成21年9月期	平成22年9月期	平成23年9月期
始値	5	3	3
高値	6	5	35※
安値	2	1	10※
終値	3	2	20※

(注1) ※印は株式併合(平成23年2月28日、10株→1株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(注2) 最高・最低株価は、平成22年3月31日以前はジャスダック証券取引所におけるものであり、平成22年4月1日から平成22年10月11日までは、大阪証券取引所(JASDAQ市場)におけるものであり、平成22年10月12日以降は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

ご注意:この文書は、当社の第2回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(ii) 最近6ヶ月間の状況

(単位:円)

	平成23年 6月	7月	8月	9月	10月	11月
始 値	19	25	26	24	21	20
高 値	28	35	26	24	23	23
安 値	18	24	20	16	18	17
終 値	25	25	23	20	20	20

(iii) 発行決議日の前営業日における株価

	平成23年12月6日
始 値	22 円
高 値	27 円
安 値	22 円
終 値	22 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、当社の第2回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

10. 発行要項

株式会社クロニクル 第2回新株予約権

1. 新株予約権の名称 株式会社クロニクル 第2回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 5,280,000 円
3. 申込期日 平成 23 年 12 月 23 日
4. 割当日及び払込期日 平成 23 年 12 月 26 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、それぞれ以下の個数を割り当てる。

Red Drum Invest Limited (レッド ドラム インベスト リミテッド)	40,800,000 株(408 個)
Japan Opportunity Fund (ジャパン オポチュニティー ファンド)	7,200,000 株(72 個)
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の行使請求により、当社が当社普通株式を交付する数は、当社普通株式 48,000,000 株とする。(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は、100,000 株とする。)但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後、割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第10項「行使価額の調整」の規定に従って行使価額(同第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式に調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項「行使価額の調整」に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項「行使価額の調整」第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 480 個
8. 本新株予約権1個あたりの払込金額 金 11,000 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、20円とする。但し、行使価額は第10項の定めるところに従い調整されるものとする。

ご注意:この文書は、当社の第2回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号及び第(5)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価} \\ \text{額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価} \\ \text{額} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{既発行普通株} \\ \text{式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{割当普通} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たり} \\ \text{の払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{1株当たりの時価} \end{array}} \\ \hline \text{既発行株式数} + \text{割当普通株式数} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日の翌日以降これを適用する。
但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) その他

- ① 行使価額調整式の計算については、1円未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を切捨てる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号④の場合は基準日。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の(株)大阪証券取引所JASDAQ市場(取引所金融商品市場の統合、再編があった場合の統合された後の取引所金融商品市場を含む。以下同じ。以下

ご注意:この文書は、当社の第2回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

「JASDAQ 市場」という。)金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までにかかる通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成23年12月27日から平成25年12月26日までの期間とする。ただし、第13項「新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。また、第21項に掲げる組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。また、本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得の事由及び取得の条件

当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項(残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法273条第2項及び第274条第3項)の規定に従って、当取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権1個当たり金11,000円の価額で残存する本新株予約権の一部又は全部を取得することができる。

ご注意:この文書は、当社の第2回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

14. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし(計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(「振替法」という。)第 131 条第 3 項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

18. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

19. 行使請求受付場所

株式会社クロニクル 管理本部

20. 払込取扱場所

りそな銀行株式会社 東京中央支店
東京都中央区日本橋3-6-2

21. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 個未満の端数は切り捨てる。

ご注意:この文書は、当社の第 2 回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件
第10項、第16項及び第17項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。
- (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を11,000円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとし、行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日の直近1ヶ月における(平成23年11月7日から平成23年12月6日まで)のJASDAQ市場における当社普通株式の終値平均19.90円を基に決定した。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上